

令和5年度 神奈川労働局の重点施策

すべての人がいきいきと働く
かながわを目指して



厚生労働省神奈川労働局
労働基準監督署・公共職業安定所

神奈川労働局

検索

ホームページ



メールマガジン



各施策の具体的な内容や各種統計等の詳細については神奈川労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/> をご覧ください

労働行政を展開していく際の基本的考え方

- 雇用環境・均等部署、労働基準部署、職業安定部署がそれぞれの専門性を発揮しつつ緊密に連携し、労働局、労働基準監督署及びハローワークが一体となって機動的かつ的確に行政を推進していきます。
- 地域のニーズを的確に把握し、地域の実情に応じた取組を進め、地方自治体等と緊密な連携を図っていきます。
- 総合労働行政機関としての機能を発揮し、地域の期待に応えていきます。

令和5年度の重点施策

I 安心して挑戦できる労働市場の創造

- 個人の主体的なキャリア形成の促進
- 労働市場の強化
- 人への投資の促進
- 継続的なキャリアサポート・就職支援

II 多様な人材の活躍促進

- 女性活躍・男性の育児休業取得の促進
- 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等
- 新規卒者等への就職支援
- 就職氷河期世代の活躍支援
- 高齢者の就労・社会参加の促進
- 障害者の就労促進
- 外国人に対する支援

III 多様な選択を力強く支える環境整備

- 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等
- 柔軟な働き方がしやすい環境整備
- 安全で健康に働くことができる環境づくり



労働局による現場パトロール



よこはま新規大学等卒業予定者・既卒者就職面接会

1 個人の主体的なキャリア形成の促進

● 地域のニーズに対応した職業訓練の推進等

地域の関係者が参画する協議会において、地域の人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定等を促進します。特に令和5年度は、個別の訓練コースについて、訓練修了者・採用企業等からのヒアリングによる訓練効果の検証を行い、訓練内容の改善に活かしていきます。



(愛称「ハロレくん」)

● デジタル分野における新たなスキルの習得による円滑な再就職支援

ハローワークにおいて、求職者にデジタル分野に係る職業訓練の受講を推奨し、個別支援をすることでデジタル分野における再就職の実現を図ります。

● 雇用維持及び在籍型出向等の取組の支援

雇用調整助成金等の周知及び迅速支給に努めるとともに、不正受給対策に取り組みます。

また、産業雇用安定助成金の「雇用維持支援コース」により、在籍型出向による雇用の維持に取り組む出向元・出向先双方の事業主への支援、「スキルアップ支援コース」により、在籍型出向による賃金上昇を目的とした自社にない実践での経験による新たなスキルの習得を行う事業主を支援します。

2 労働市場の強化

民間人材サービス事業者について、求職者が安心して利用できるよう改正職業安定法（令和4年10月施行）の周知及び指導監督を実施します。また、労働者派遣法違反の指導監督に万全を期すなど、労働者派遣法及び職業安定法をはじめとする労働関係法令が遵守されるよう努めます。

3 人への投資の促進

人材育成を通じた賃上げ促進のため、サブスク型の研修や労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担するなど、企業内における人材育成を行う事業主に対して、人材開発支援助成金「人への投資促進コース」により支援します。また、企業の持続的発展のため新事業展開、業務の効率化や脱炭素化などに取り組むために、デジタル・グリーン化に対応した人材育成に取り組む事業主に対し、人材開発支援助成金「事業展開等リスキング支援コース」により支援をします。

4 継続的なキャリアサポート・就職支援

● ハローワークの職業紹介業務とオンライン・デジタル化の推進

ハローワークにおいて、担当者制による個別支援など個々の課題に応じた就職支援サービスを提供します。特に、ハローワーク藤沢においては、担当者制の個別支援を重点的に行うため、業務の見直しと庁舎レイアウト等の環境整備を一体的に行うモデル事業を実施します。

また、積極的な事業所訪問による求人開拓や求人充足に向けた事業主支援を実施します。

なお、柔軟な求職活動を行えるようオンラインによる職業相談、セミナーや職場見学、就職面接会等を積極的に実施し、SNS・HPによる情報発信を強化します。

医療・介護・保育分野など雇用吸収力の高い分野については、県内7か所（横浜・戸塚・川崎・平塚・藤沢・港北・川崎北）のハローワークに設置した人材確保対策コーナーを中心に、重点的なマッチング支援を実施します。



● 地方公共団体と連携したハローワークにおける生活困窮者等に対する就労支援

生活保護受給者や生活困窮者等の就労による自立を促進するため、地方公共団体庁舎内へのハローワーク常設窓口の設置（26 か所）や、福祉事務所等へ定期的な巡回相談により、ハローワークと地方公共団体が一体となって、早期かつきめ細かな就労支援を実施します。



● 長期にわたる治療等を行いながら就職を希望する方への支援

県内5か所（横浜・平塚・相模原・川崎北・港北）のハローワークに、がん、肝炎、糖尿病等の疾病により長期にわたる治療等を行いながら就職を希望する方を支援する専門窓口を設置し、がん診療連携拠点病院と連携し、就職支援に取り組みます。

II 多様な人材の活躍促進

1 女性活躍・男性育児休業取得の促進

● 女性活躍推進法の履行確保及び企業の取組支援

令和4年7月8日に施行された女性活躍推進法に基づく改正省令により常用労働者数301人以上の事業主に新たに義務付けられた男女の賃金の差異に係る情報公表について着実な履行確保を図ります。また、差異の要因分析と情報公表を契機とした雇用管理改善と、より一層の女性活躍推進に向けた取組支援を進めます。

また、女性活躍推進法に基づく「えるぼし」、「プラチナえるぼし」認定制度について広く周知し、認定申請に向けた働きかけを行います。



● 男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

令和5年4月から施行される労働者数1,000人超企業を対象とした育児休業等取得状況の公表の義務化について、着実な履行確保を図るとともに、令和4年10月1日から施行されている「産後パパ育休」（出生時育児休業）を含め、育児・介護休業法に基づく両立支援制度について労働者が円滑に利用できるよう、あらゆる機会を捉えて周知を行います。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を徹底するとともに、「くるみん」、「プラチナくるみん」、「トライくるみん」認定制度について広く周知し、認定申請に向けた働きかけを行います。



● マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援

県内2か所（横浜・相模原）のマザーズハローワーク及び7か所（川崎・横須賀・藤沢・厚木・川崎北・港北・大和）のハローワークに設置されたマザーズコーナーにおいて、子供連れでも安心して就職活動ができる環境を整え、就職を希望する子育て中の女性等の個々のニーズに沿った就職支援を実施します。また、地方自治体と連携し、子育てに係る行政サービス情報を提供するほか、柔軟な就職活動を行えるようオンラインを活用した就職支援や、地域の子育て拠点等へのアウトリーチを進めます。



● 不妊治療と仕事の両立支援

令和4年度に「くるみん認定等」の新たな類型として創設された不妊治療と仕事の両立支援に関する「プラス」認定制度の活用を促すとともに、「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」や「不妊治療と仕事の両立サポートハンドブック」等の周知・啓発を行います。

2 同一労働同一賃金など雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等

● 同一労働同一賃金の確保に向けた取組

労働局と労働基準監督署が連携し、非正規雇用労働者の処遇改善に取り組むとともに、同一労働同一賃金等に取り組む先行企業の事例の収集・周知等を行うことにより、事業主の取組機運の醸成を図ります。

また、中小企業等の理解・取組を促進するため、「神奈川働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口において、業界別同一労働同一賃金マニュアル等を活用した窓口相談や個別訪問支援、セミナー実施等きめ細かな支援を行います。

● 無期転換ルールの円滑な運用

無期転換申込権が発生する契約更新時における労働基準法に基づく労働条件の明示事項に、無期転換申込機会と無期転換後の労働条件を追加する省令改正等が令和6年4月に施行されることを始めとする、無期転換ルールの円滑な運用のための制度見直し等について周知・啓発を行います。

3 新規学卒者等への就職支援



新規学卒者等を対象に、新卒応援ハローワーク（横浜・川崎）等において担当者制によるきめ細かな個別支援を実施します。

また、就職活動に多種多様な困難を抱える者に対して学校や若者サポートステーション等の関係機関と連携した支援を行います。

フリーター等（おおむね35歳未満の求職者）を対象に、横浜わかものハローワーク等

において、早期の正社員就職のために担当者制による就職支援、各種セミナーの開催、求職者のニーズに応じた個別求人開拓、就職後の職場定着支援など一貫したきめ細かな個別支援を行います。



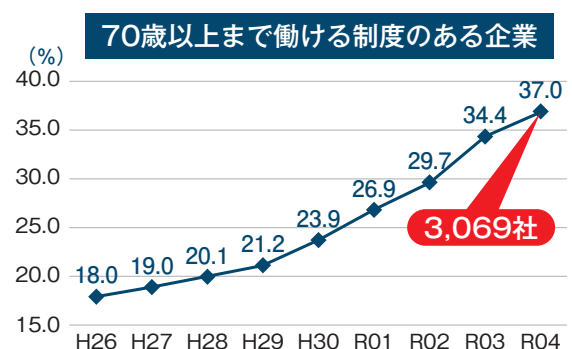
4 就職氷河期世代の活躍支援

県内4か所（横浜・藤沢・相模原・川崎北）のハローワークに設置した就職氷河期世代専門窓口において専門担当者のチーム制による職業相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援を実施します。



5 高齢者の就労・社会参加の促進

働く意欲のある高齢者が年齢にかかわらず、その能力・経験を十分に発揮し活躍できる社会を実現するため、70歳までの就業確保措置を事業主の努力義務とする改正高齢者雇用安定法を周知するとともに、高齢者雇用に積極的に取り組む企業への支援や、65歳を超えても働くことを希望する高齢者求職者に対する再就職支援等に取り組めます。



6 障害者の就労促進

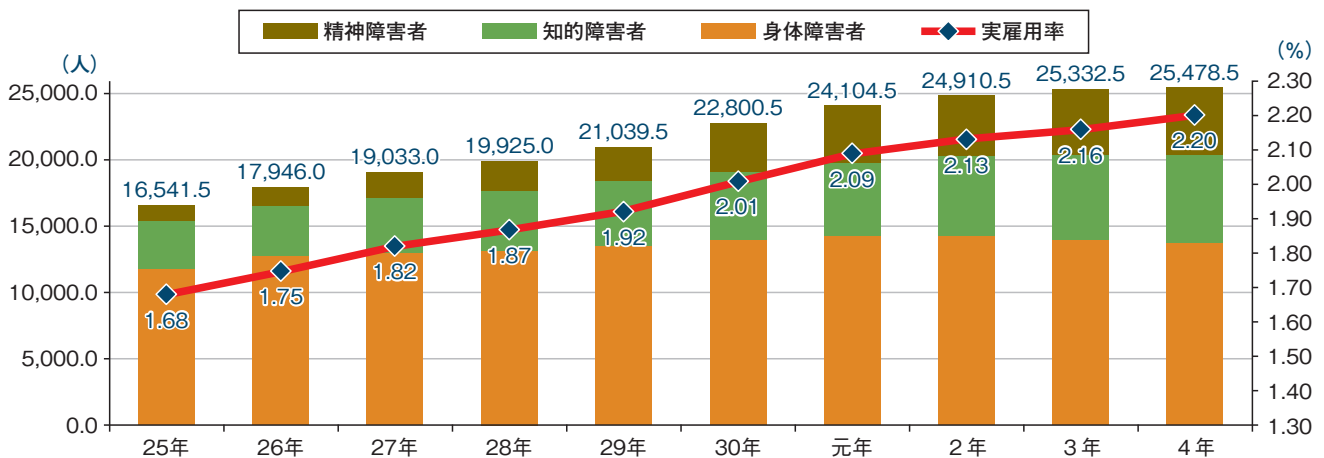
官民間問わず障害者の雇用促進や職場定着を一層促進するほか、多様な障害の特性に対応した適切な就労支援に取り組みます。令和5年4月から新たな法定雇用率[※]が設定されたため、未達成企業の指導・助言の強化に取り組むとともに、ハローワークと地域の関係機関が連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着まで一貫したチーム支援等を実施し、障害者の雇入れ支援等を強化します。

また、改正障害者雇用促進法により、事業主の責務として「職業能力の開発及び向上に関する措置」が明確化されたことを踏まえ、事業主が雇用する障害者のキャリア形成支援など適正な雇用管理に一層取り組むよう、雇用の質の向上に向けた事業主への助言・指導を行います。

※ 民間企業における令和5年度からの法定雇用率は2.7%。ただし、計画的な雇入れができるよう、令和5年度においては2.3%で据え置き、令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%と段階的に引上げ。



神奈川の民間企業における障害者の雇用状況



※1 (出典) 神奈川労働局 障害者雇用状況報告による。

※2 平成25年から平成29年は雇用義務がある企業(50人以上規模)についての集計。法定雇用率は2.0%

※3 平成30年から令和2年は雇用義務がある企業(45.5人以上規模)についての集計。法定雇用率は2.2%

※4 令和3年からは雇用義務がある企業(43.5人以上規模)についての集計。法定雇用率は2.3%

7 外国人に対する支援

外国人労働者に対する就職支援

神奈川県内の外国人労働者は増加傾向にあり、これに対応した就職支援を行うため、県内6か所(横浜・川崎・平塚・藤沢・厚木・大和)のハローワークに通訳員を配置するとともに、通訳・多言語音声翻訳機器等や、13国語に対応した多言語コンタクトセンターの活用により、多言語による相談支援体制の整備を図ります。また、ウクライナ避難民や増加が見込まれる留学生等への就職支援について、引き続き取組を進めていきます。

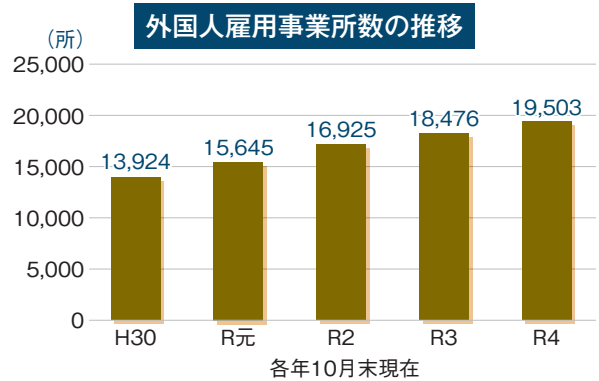
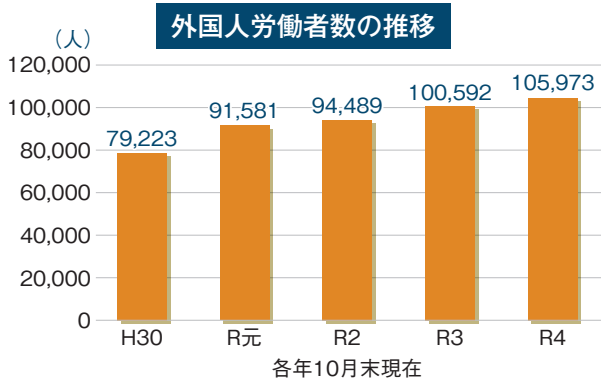
外国人労働者の適正な労務管理に関する助言・援助等及び雇用管理改善に取り組む企業への支援

外国人を雇用する事業所が増加する中、外国人労働者に対する適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問等による雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助等を行うとともに、雇用維持のための相談・支援を実施します。

また、外国人が自らの労働条件等を十分に理解し、適正な待遇の下で就労を継続し、その能力を発揮できるよう、外国人を雇用する事業主の雇用管理改善の取組に対する助成(人材確保等支援助成金)と、その周知を進めていきます。

● 外国人労働者の労働条件の相談・支援体制の整備

外国人労働者相談コーナー（労働局：英語・スペイン語・ポルトガル語・ベトナム語・タガログ語、厚木労働基準監督署：スペイン語）において相談等に対応します。



III

多様な選択を力強く支える環境整備

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進等

● 最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

業務改善助成金の充実により賃金引上げを支援するとともに、賃金引上げの参考となる地域の賃金や企業の好取組事例等の資料を提供します。

● 最低賃金制度の適切な運営

最低賃金額について広く周知を図るとともに、最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行います。

最低賃金の件名	最低賃金額（時間額）	効力発生年月日
神奈川県最低賃金	1,071 円	令和 4 年 10 月 1 日



2 柔軟な働き方がしやすい環境整備

適正な労務管理下における「良質なテレワーク」の導入・定着促進を図るため、テレワーク相談センター等が行う個別相談及びセミナーの案内、テレワークガイドラインを周知するとともに、中小企業事業主に対して、テレワークを導入し、雇用管理改善等に効果を上げた場合に、人材確保等支援助成金（テレワークコース）を支給する支援を行います。

フリーランスとして働く方が安心して働ける環境を整備するため、「フリーランスガイドライン」及びワンストップ相談窓口「フリーランス・トラブル110番」の周知を図ります。


労働者が健康を確保しながら安心して副業・兼業を行うことができるよう「兼業・副業の促進に関するガイドライン」の周知を図ります。

3 安全で健康に働くことのできる環境づくり

● 長時間労働の抑制

- ▶ 令和6年4月から、建設業、自動車運転者、医師についても時間外労働の上限規制が適用となるため、これらの業種等を対象に労働時間制度、働き方改革推進支援助成金等の周知・支援を行うとともに、建設工事発注者、荷主等に対し上限規制適用や配慮の重要性を周知します。特に、荷主等に対しては、長時間の荷待ちの改善に向けた配慮の要請を行います。
- ▶ 時間外・休日労働時間が月80時間を超えていると考えられる事業場、長時間にわたる過重な労働による過労死等の労災請求が行われた事業場に対する監督指導を実施します。
- ▶ 11月には「過労死等防止啓発月間」として、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発を行います。
- ▶ 長時間労働につながる取引環境の見直しに向け、関係省庁と連携して、下請中小企業等への「しわ寄せ」防止や下請法違反が疑われる事案への対応に努めます。

荷主・元請運送事業者の皆さまへ



STOP!
長時間の荷待ち

- 長時間の恒常的な荷待ちは、**自動車運転者の長時間労働の要因**となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも**長時間の荷待ちの改善**に向けてご理解とご協力をお願いします。
- トラック運送事業者とも相談し、ぜひ**前向きに検討をお願いします。**

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



「時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務」特設ページ



自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト

● 労働条件の確保・改善対策

基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立、定着のために、労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大又は悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

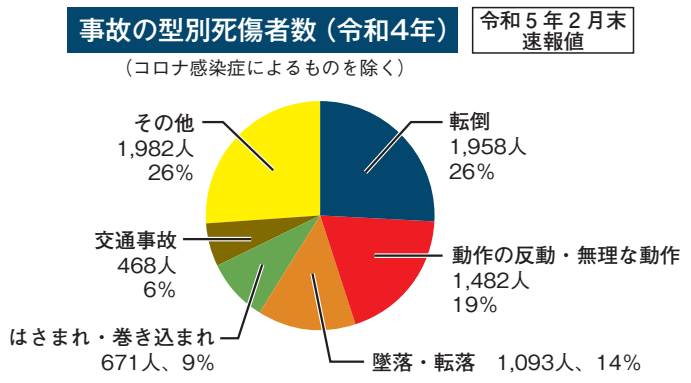
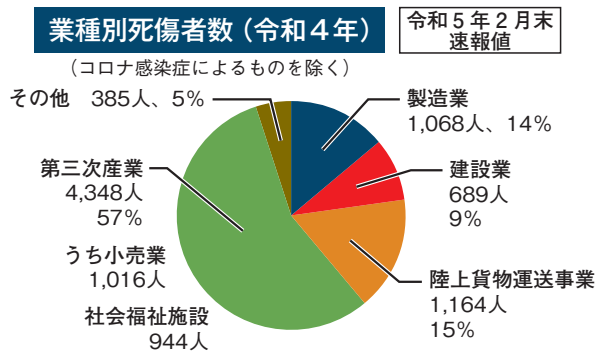
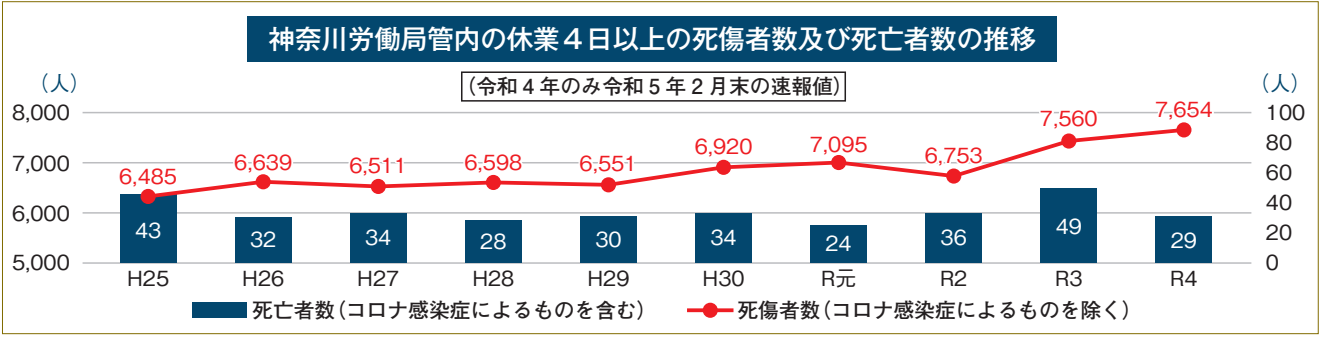


確かめよう、労働条件!
労働条件に関する総合サイト

● 第14次労働災害防止推進計画の推進

休業4日以上労働災害の死傷者数は増減を繰り返しつつ、増加傾向となっています。令和4年（速報値）の死傷者数は、業種別でみると小売業、社会福祉施設などの第三次産業が、事故の型別でみると転倒災害、腰痛（動作の反動・無理な動作）が多くなっています。令和4年（速報値）の死亡者数は29人となり、令和3年（確定値）と比べ20人減少しました。

このような労働災害を防止するため、第14次労働災害防止推進計画（令和5年度を初年度とする令和9年度までの5か年計画）に基づき、次の取組を行います。



事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

安全衛生対策や産業保健活動の意義を理解し、必要な安全対策への取組は事業者にとって経営や人材確保・育成の観点から有意義であることを周知し、啓発を図ります。

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

小売業や介護施設を中心に増加傾向にある「転倒」及び腰痛などの「動作の反動・無理な動作」の災害については、令和4年発足した県内の小売業・介護施設を構成員とするプラスSAFE協議会の活性化を図り、その成果を広く伝えて、県内全体の安全衛生に対する機運醸成を図ります。

高齢労働者の労働災害防止対策の推進

労働災害のうち50歳以上の労働者の災害が全体の約4割を占めており、一層の対策を講じるため「エイジフレンドリーガイドライン」「エイジフレンドリー補助金」の周知を図ります。

業種別の労働災害防止対策の推進

- ▶ 建設業については、墜落・転落災害防止対策などの充実強化に伴う法改正や関係ガイドラインの改正について指導、周知を図り、建設工事における労働災害防止対策の促進を図ります。
- ▶ 陸上貨物運送事業については、荷主等も含め事業者に対し、トラックからの荷の積み下ろし作業における墜落・転落防止対策や「荷役作業における安全ガイドライン」への取組みの促進・周知を図ります。
- ▶ 製造業については、挟まれ・巻き込まれなどの機械災害防止のため、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づき、リスクアセスメント、残留リスクの情報提供が確実に実施されるよう、周知を図ります。

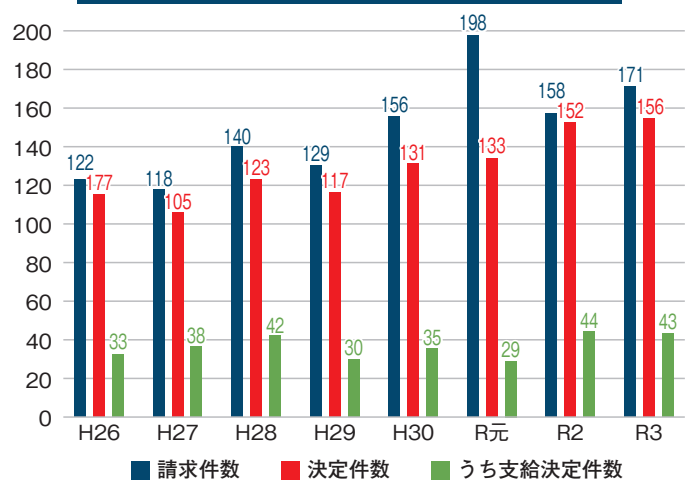
新たな化学物質の周知、石綿ばく露防止対策の徹底

- ▶ 化学物質に関するラベル表示の徹底、安全データシート（SDS）の交付の徹底を促し、リスクアセスメントの実施及びその結果に基づく自律的な管理の規制への見直し等の周知を図り、理解を促します。
- ▶ 改正された石綿障害予防規則の措置の履行確保のため、建築物石綿含有建材調査者講習修了者による調査の徹底等について周知・指導の徹底を図ります。

産業保健活動、メンタルヘルス対策の推進

- ▶ 長時間労働やメンタルヘルス対策が各事業場で適切に実施されるよう産業医・産業保健機能の強化、医師による面接指導の実施、ストレスチェックの実施などについて引き続き指導等を行います。
また、事業場の特性に応じた取組や事業者と医療保険者などが連携した健康保持増進対策が進められるよう「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」や産業保健関係助成金の周知を行います。
- ▶ 治療と仕事の両立支援に関する取組の促進のため、引き続き、ガイドライン等の周知啓発を行います。

精神障害に係る労災請求・決定件数の推移



迅速かつ公正な労災保険の給付

過労死等事案をはじめとする労災請求事案について、認定基準等に基づく迅速・適正な事務処理を推進するとともに、業務に起因して感染した新型コロナウイルス感染症についてはその罹患後症状も含め、労災保険給付の対象となること等について周知します。

● 労働保険制度の適正な運営

電子申請の利用促進

事業主の労働保険関係手続きに関するコスト削減と利便性向上のために、電子申請の利用促進に努めます。

労働保険の未手続一層対策の推進と収納未済歳入額の縮減

費用負担の公平性確保のために、労働保険未手続事業の解消と収納未済歳入額の縮減に努めます。

● 総合的なハラスメント対策の推進

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント等、職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を実施すること等により、引き続き法の履行確保を図ります。

また、これらの職場のハラスメントは複合的に生じることも多いため、総合的・一体的なハラスメント防止対策の取組を支援します。

「総合労働相談コーナー」では、職場におけるいじめ・嫌がらせを含め、あらゆる労働問題に関して相談に対応するとともに、民事上の個別労働紛争については労働局長の助言・指導、紛争調整委員会によるあっせんにより紛争解決の援助を行います。



神奈川県働き方改革推進支援センター（神奈川県労働局委託事業） ☎0120-910-090

働き方改革推進のため、就業規則の作成方法や賃金規定の見直し、過重労働対策、非正規労働者の処遇改善、ハラスメント対策、労働関係助成金の活用など、労務管理全般に関する相談対応等を無料で行っていきます。

労働基準監督署、公共職業安定所（ハローワーク）、ハローワークの付属施設、神奈川県労働局各課・室 所在地等

労働基準監督署

監督署名	管 轄	所 在 地	電 話 番 号
横浜南	中区、南区、磯子区、港南区、金沢区	〒231-0003 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎 9 階	045-211-7374 (監督) 045-211-7375 (安全衛生) 045-211-7376 (労災保険)
鶴 見	鶴見区（扇島を除く）	〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央 2-6-18	045-501-4968 (監督) 045-279-5486 (安全衛生) 045-279-5487 (労災保険)
横浜西	戸塚区、瀬谷区、泉区、栄区、保土ヶ谷区、旭区	〒240-8612 横浜市保土ヶ谷区岩井町 1-7 保土ヶ谷駅ビル4階	045-332-9311 (監督) 045-287-0274 (安全衛生) 045-287-0275 (労災保険)
横浜北	神奈川区、西区、港北区、緑区、青葉区、都筑区	〒222-0033 横浜市港北区新横浜 2-4-1 日本生命新横浜ビル 3・4 階	045-474-1251 (監督) 045-474-1252 (安全衛生) 045-474-1253 (労災保険)
川崎南	川崎区、幸区、鶴見区扇島	〒210-0012 川崎市川崎区宮前町 8-2	044-244-1271 (監督) 044-244-1272 (労災保険) 044-244-1273 (安全衛生)
川崎北	高津区、多摩区、宮前区、麻生区、中原区	〒213-0001 川崎市高津区溝口 1-21-9	044-382-3190 (監督) 044-382-3191 (安全衛生) 044-382-3192 (労災保険)
横須賀	横須賀市、三浦市、逗子市、三浦郡	〒238-0005 横須賀市新港町 1-8 横須賀地方合同庁舎5階	046-823-0858
藤 沢	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡	〒251-0054 藤沢市朝日町 5-12 藤沢労働総合庁舎 3 階	0466-23-6753 (監督) 0466-97-6748 (安全衛生) 0466-97-6749 (労災保険)
平 塚	平塚市、伊勢原市、秦野市、中郡	〒254-0041 平塚市浅間町 10-22 平塚地方合同庁舎3階	0463-43-8615 (監督・安全衛生) 0463-43-8616 (労災保険)
相模原	相模原市	〒252-0236 相模原市中央区富士見 6-10-10 相模原地方合同庁舎 4 階	042-752-2051 (監督) 042-861-8631 (安全衛生) 042-861-8632 (労災保険)
厚 木	厚木市、海老名市、座間市、愛甲郡、大和市、綾瀬市	〒243-0018 厚木市中町 3-2-6 厚木 T ビル 5 階	046-401-1641 (監督) 046-401-1960 (安全衛生) 046-401-1642 (労災保険)
小田原	小田原市、足柄下郡、南足柄市、足柄上郡	〒250-0011 小田原市栄町 1-1-15 ミナカ小田原9階	0465-22-7151 (監督・安全衛生) 0465-22-7152 (労災保険)

公共職業安定所（ハローワーク）

安定所名	管 轄	所 在 地	電 話 番 号
横 浜	中区、南区、磯子区、港南区、 神奈川区、西区、保土ヶ谷区、 旭区	〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 1～4 階	045-663-8609
	横浜港労働出張所	〒231-0002 横浜市中区海岸通 4-23	045-201-2031
戸 塚	戸塚区、瀬谷区、泉区、栄区	〒244-8560 横浜市戸塚区戸塚町 3722	045-864-8609
港 北	港北区、緑区、青葉区、都筑区	〒222-0033 横浜市港北区新横浜 3-24-6 合同庁舎 1・3・4 階	045-474-1221
横浜南	金沢区、横須賀市のうち船越町、 港が丘、田浦町、田浦港町、田浦 大作町、田浦泉町、長浦町、 箱崎町、鷹取町、湘南鷹取、 追浜本町、夏島町、浦郷町、 追浜東町、追浜町、浜見台、 追浜南町、逗子市、三浦郡	〒236-8609 横浜市金沢区寺前 1-9-6	044-788-8609
川 崎	鶴見区（横浜市）、川崎区、幸区	〒210-0015 川崎市川崎区南町 17-2	044-244-8609
川崎北	高津区、多摩区、宮前区、 麻生区、中原区	〒213-8573 川崎市高津区千年 698-1	044-777-8609
		〒213-0011 川崎市高津区久本 3-5-7 新溝ノ口ビル 4 階	
横須賀	横須賀市（横浜南所管轄を除く）、 三浦市	〒238-0013 横須賀市平成町 2-14-19	046-824-8609
藤 沢	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、 高座郡	〒251-0054 藤沢市朝日町 5-12 藤沢労働総合庁舎 1・2 階	0466-23-8609
平 塚	平塚市、伊勢原市、中郡	〒254-0041 平塚市浅間町 10-22 平塚地方合同庁舎 1・2 階	0463-24-8609
小田原	小田原市、足柄下郡	〒250-0011 小田原市栄町 1-1-15 ミナカ小田原9階	0465-23-8609
相模原	相模原市	〒252-0236 相模原市中央区富士見 6-10-10 相模原地方合同庁舎 1 階	042-776-8609
厚 木	厚木市、海老名市、座間市、 愛甲郡	〒243-0003 厚木市寿町 3-7-10	046-296-8609
大 和	大和市、綾瀬市	〒242-0018 大和市深見西 3-3-21	046-260-8609
松 田	秦野市、南足柄市、足柄上郡	〒258-0003 足柄上郡松田町松田惣領 2037	0465-82-8609

ハローワークの付属施設

ハローワークプラザよこはま ☎ 045-410-1010 〒220-0004 横浜市西区北幸 1-11-15 横浜STビル1階	マザーズハローワーク横浜 ☎ 045-410-0338 〒220-0004 横浜市西区北幸 1-11-15 横浜STビル16 階
ハローワークプラザ新百合ヶ丘 ☎ 044-969-8615 〒215-0004 川崎市麻生区万福寺 1-2-2 新百合トウエンティワン 1 階	相模大野職業相談コーナー ☎ 042-862-0040 マザーズハローワーク相模原 ☎ 042-862-0042 〒252-0303 相模原市南区相模大野 3-11-7 相模大野 B & Vビル 5・6 階
ハローワークプラザ湘南 ☎ 0466-42-1616 〒252-0804 藤沢市湘南台 1-4-2 ピンスビル 6 階	伊勢原市ふるさとハローワーク ☎ 0463-95-5652 〒259-1131 伊勢原市伊勢原 2-7-31 伊勢原シティプラザ 5 階
かながわ若者就職支援センター（ハローワークコーナー） ☎ 045-311-1331 シニア・ジョブスタイルかながわ（ハローワークコーナー） ☎ 045-412-4125 〒220-0004 横浜市西区北幸 1-11-15 横浜STビル 5 階	茅ヶ崎市ふるさとハローワーク ☎ 0467-86-0562 〒253-0044 茅ヶ崎市新栄町 13-32 茅ヶ崎市勤労市民会館 2 階
横浜新卒応援ハローワーク ☎ 045-312-9206 〒220-0004 横浜市西区北幸 1-11-15 横浜STビル16 階	秦野市ふるさとハローワーク ☎ 0463-84-0810 〒257-0051 秦野市今川町 1-3 秦野駅前農協ビル 3 階
川崎新卒応援ハローワーク ☎ 044-244-8609 〒210-0015 川崎市川崎区南町 17-2	相模原市総合就職支援センター（ハローワークコーナー） ☎ 042-700-1560 〒252-0143 相模原市緑区橋本 6-2-1 シティ・プラザはしもと 6 階
横浜わかものハローワーク ☎ 045-227-8609 〒231-0005 横浜市中区本町 4-40 横浜第一ビル 9 階	

神奈川労働局各課・室一覧

〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8・13階 (本庁舎)				
総務部	総務課	8階	労働局職員の人事・福利厚生、会計、総務	☎ 045-211-7350
			情報公開	☎ 045-211-7349
雇用環境・均等部	企画課	13階	広報、企画調整、両立支援等助成金・業務改善助成金・働き方改革推進支援助成金等の受付	☎ 045-211-7357
	指導課		男女雇用機会均等、仕事と家庭の両立、総合労働相談(ハラスメント含む)、ワーク・ライフ・バランス	☎ 045-211-7380
労働基準部	監督課	8階	労働条件の確保、事業場の監督指導	☎ 045-211-7351
	安全課		労働災害の防止等	☎ 045-211-7352
	健康課		労働者の健康管理、作業環境の改善等	☎ 045-211-7353
	賃金室		最低賃金及び最低工賃の決定等	☎ 045-211-7354
	労災補償課		労災補償等	☎ 045-211-7355
	労災補償課分室(※1)		労災医療費の審査	☎ 045-222-6625
※1 労災補償課分室 〒231-0006 横浜市中区南仲通3-32-1 みなとファンタジアビル5階				

〒231-0015 横浜市中区尾上町5-77-2 大和地所馬車道ビル2・3・5・9階 (分庁舎)				
総務部	労働保険徴収課	9階	労働保険料の徴収・収納 労働保険関係の成立、保険料申告の事務	☎ 045-650-2803
職業安定部	職業安定課	3階 (助成金は5階)	職業紹介、雇用保険	☎ 045-650-2800
	職業対策課		高齢者・障害者等の雇用促進、助成金の受付、相談	☎ 045-650-2801
	訓練課		求職者支援制度、職業訓練	☎ 045-277-8802
	需給調整事業課	2階	労働者派遣事業・職業紹介事業の許可・届出及び監督等	☎ 045-650-2810

総合労働相談コーナー

神奈川労働局雇用環境・均等部 指導課総合労働相談コーナー	〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階		☎ 045-211-7358
横浜駅西口総合労働相談コーナー	〒220-0004 横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル11階		☎ 045-317-7830
労働基準監督署内総合労働相談コーナー (各労働基準監督署に設置してあります。) ☎	横浜南 045-274-8295 横浜北 045-274-8319 横須賀 046-823-0858 相模原 042-752-1427	鶴見 045-279-5482 川崎南 044-381-5279 藤沢 0466-23-7223 厚木 046-401-1965	横浜西 045-287-0268 川崎北 044-381-9435 平塚 0463-43-8615 小田原 0465-22-7151

労働基準監督署

1. 事業場に対する指導
2. 重大・悪質な法違反事案等についての司法処分
3. 事業主等から提出される許可申請、認定申請、届出等の処理
4. 申告・相談等に対する対応
5. 機械設備等の安全・衛生面の指導
6. 災害調査の実施・統計調査の実施
7. 労災保険の給付及び社会復帰促進事業
8. 労働保険の適用・徴収

公共職業安定所 (ハローワーク)

1. 仕事をお探しの方へのサービス
 - ① 窓口での職業相談・職業紹介
 - ② 求人情報の提供
 - ③ 雇用保険の給付
 - ④ 職業能力向上のための職業訓練等の相談
2. 事業主の方へのサービス
 - ① 求人の受付・人材の紹介
 - ② 雇用保険の適用
 - ③ 雇用管理指導
(障害者・高齢者・外国人の雇用など)

正誤表

「令和5年度神奈川労働局の重点施策」について、下記のとおり誤りがありました。
お詫びして訂正いたします。

	誤	正
7 ページ	(グラフ「神奈川労働局管内の休業 4 日以上之死傷者数及び死亡者数の 推移」 R 2 死傷者数) 6,753	7,204
9 ページ (4 行目)	労働保険の未手続一層対策の推進と 収納未済歳入額の縮減	労働保険の未手続一掃対策の推進と 収納未済歳入額の縮減